

令和 5 年 4 月 27 日  
納付金部審査課

令和 5 年 5 月 1 日以降の年度中途廃止に伴い、令和 6 年度申告申請を行う事業主の皆様へ

障害者雇用促進法の改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日から精神短時間障害者の取り扱いの変更がありました。年度中途廃止については、事業を廃止した日から 45 日以内に申告申請及び納付金の納付を行うことと定められています。エクセル（マクロなし）または電子申告申請システムにより作成し、申告申請書を管轄の都道府県支部あて提出していただきますよう、お願いいたします。

なお、3 年を超えて雇用している精神短時間障害者がいらっしゃる場合などに電子申告申請システムを利用すると一部の金額が正しく計算されないことがあります。この場合は、当機構の方で正しい額を算定し支給等させていただきます。

中途廃止に伴う申告申請につきましては、事業主様の主たる事務所を所管する都道府県支部申告申請窓口へお問い合わせください。

○中途廃止に伴う申告申請に係るお問合せ

支部の申告申請窓口：

<https://www.jeed.go.jp/disability/om5ru80000002u8f-att/q2k4vk0000051wiw.pdf>